

北海道青少年健全育成基本計画改訂素案に対する道民意見提出手続き
(パブリックコメント) に係る審議会委員の意見について

| 番号 | 内 容 | 対 応 案 |
|----|---|--|
| 1 | (意見番号4について) ・ ニートは、必ずしも「円滑な社会生活をしていない」とは言えないのではないか？従って、下線の部分は不要。 | ・ 主な取組(31)は『基本方針Ⅲ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくり』及び『施策の目標8 困難を有する青少年をはぐくみその家庭を支える環境づくりの促進』の取組の一つであり、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を取組の対象にしているものです。 |
| 2 | (意見番号4について) ・ 「支える」より「支援する」の方が積極性が感じられる為、支援の方が良い。 | ・ 『基本方針Ⅲ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年をはぐくむ環境づくり』の趣旨を踏まえて、社会全体で支えることを表現するために「支える」としたものです。 |